

申立時に必要なもの（後見等用）（チェックリスト）

- 1 申立時に必要となる書面等は以下のとおりです。
- 2 申立時までに「**成年後見人ハンドブック**」を必ずお読みください。

書類 No.	名 称	申立人 チェック欄	裁判所 チェック欄	備考
1	申立書（来庁される場合は認印もお持ちください）			
2	本人に関する照会書（申立人用）			
3	後見人等候補者事情説明書			
4	親族関係図			
5	同意書（本人の推定相続人作成分※1）			
6	本人の戸籍謄本（抄本は不可）★			
7	本人の住民票又は戸籍附票（※2）★			
8	本人の登記されていないことの証明書（※3）★			
9	診断書及び「鑑定についてのお尋ね」★			
10	財産目録（土地、建物、預貯金等関係）			
11	財産目録の記載を裏付ける資料（不動産登記事項証明書、預貯金通帳のコピー（直近1年分）、保険証書のコピー、入院・施設費の請求書・領収書のコピー（3か月分）等）			
12	療育手帳のコピー（交付を受けられている方のみ）			
13	候補者の住民票又は戸籍附票（※2）★			
14	収入印紙 800円分（申立手数料）（※4）			
15	収入印紙 2600円分（登記嘱託手数料）			
16	郵便切手 3130円分 ※保佐・補助の場合は、4130円分 内訳 500円×4枚 （保佐・補助の場合500円×6枚） 82円×10枚 20円×10枚 10円×10枚 1円×10枚			

- ※1 推定相続人に当たる人に作成してもらってください。
- ※2 本人と候補者の住民票等が重複する場合は、1通だけ提出すれば足ります。
- ※3 和歌山地方法務局に限り、窓口において申請できます。申請の際に必要なものや郵送による申請については、お近くの法務局にお問い合わせください。
- ※4 保佐・補助の申立てに際し、代理権付与・同意権付与の申立てをされる場合は、別途収入印紙が必要となります。（代理権付与申立手数料800円、同意権付与申立手数料800円）

★ 各種添付書類（戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、診断書）については、できる限り最新のもの（申立予定日からさかのぼって2か月以内を目安）を提出してください。通帳の写しについても1か月以内に記帳したものを提出してください。

上記書類がすべてそろいましたら、裁判所に連絡し、申立ての日時を必ず予約してください。その日時には、原則、申立人と候補者にお越しいただくことになります。裁判所の電話番号は、申立てセット表紙に記載しています。